

横須賀市自動車による移動食品営業に係る営業許可等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移動食品営業の許可及び届出並びに監視指導の運用等を定め、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、この営業による食品に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動食品営業 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものをいう。）に施設を設け、食品の製造、調理、加工及び販売する営業をいう。
- (2) 営業車 営業許可を取得した移動食品営業を行う自動車であつて、自動車検査証の交付を受け公道を走行できる自動車をいう。
- (3) 営業許可 法第55条第1項に基づく許可（移動食品営業に関するものに限る。）をいう。
- (4) 営業届出 法第57条第1項に基づく届出（移動食品営業に関するものに限る。）をいう。
- (5) 関係自治体 神奈川県内保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（寒川町を含む。））をいう。

(許可対象業種)

第3条 営業許可の対象とする業種は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 菓子製造業
- (3) 食肉処理業
- (4) 魚介類販売業

(営業内容の目安)

第4条 飲食店営業及び菓子製造業における営業内容の目安は、次のとおりとする。

- (1) 水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備の容量（以下「給水・廃水タンクの容量」という。）が40リットル程度の営業車
 - ア 簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと、又は単一品目のみを取り扱うこと。
 - イ 使い捨て食器を使用すること。
- (2) 給水・廃水タンクの容量が80リットル程度の営業車
 - ア 大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理を行うこと、又は複数品目を取り扱うこと。
 - イ 使い捨て食器を使用すること。

(3) 給水・廃水タンクの容量が 200 リットル程度の営業車

ア 大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと。

イ 通常の食器も使用できる。

(営業許可等)

第5条 食品衛生法施行規則第67条から第71条の2で規定する「施設の所在地」は、「営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地」とし、営業車の車庫、営業車を管理する事務所（下処理等の調理施設等）等の所在地をいう。また、「営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地」に該当がない場合は、営業車の主たる営業地とする。

2 営業車の営業区域は、横須賀市内一円とする。

3 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき、関係自治体間で監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされた場合は、本市以外の関係自治体で営業許可を受けた営業車については、横須賀市内において当該営業ができるものと認める。

(監視指導等)

第6条 監視指導、食中毒（疑いを含む。）調査及び行政処分については次のとおりとする。

(1) 監視指導

ア 本市内で営業を行っている営業車の監視指導については、本市以外の関係自治体の長が営業許可処分を行った営業車についても行う。

イ 営業車の構造等について不備を発見した場合は改善指導を行うとともに、本市以外の関係自治体が許可処分を行った営業車については、関係自治体にその旨を通報するものとする。

ウ 本市以外の関係自治体が許可処分を行った営業車の監視指導を行った結果、食品衛生法違反の疑いがあり、継続して指導が必要であると判断した場合、営業許可処分を行った関係自治体にその旨を通報するものとする。

(2) 食中毒（疑いを含む。）調査

患者等の発生を探知した場合は、初動調査を実施するとともに、本市以外の関係自治体が許可処分を行った営業車については、営業車の営業許可処分を行った関係自治体の長と連携して原因の究明に努め、被害の拡大防止措置に協力するものとする。

(3) 行政処分

法第59条に基づく廃棄処分又は危害除去命令、法第60条に基づく営業許可の取消し又は営業の禁停止及び法第61条に規定する施設の整備改善命令又は営業

許可の取消又は営業の禁停止の処分は、営業車に営業許可処分を行った関係自治体の長が行うものとする。

(指導事項)

第7条 移動食品営業についての指導は、次のとおり行うものとする。

- (1) 移動食品営業は、道路、公有地又は私有地等に営業車を駐車して営業を行うことから、関係法令に配慮して営業を行うよう指導すること。
- (2) 営業許可書を利用者から見やすい場所に掲示又は常に携行し、求めに応じて提示するよう指導すること。

(営業届出)

第8条 第5条から第7条までの規定は、営業届出について準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。